

平成28年第9回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年8月10日(水)
午前9時30分 から 午前10時32分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 2番 平田 秀夫
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道
5番 小野 三幸 6番 大仁田 金次
7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員(1名)
1番 塚田 修彦
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第13号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4. 議案第14号 非農地判断について
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田 尚之・局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

7. 会議の概要

1. 開会

開会午前 9時30分

事務局

おはようございます。
定刻になりましたので、只今から平成28年第9回の農業委員会総会を開会致します。
まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。

岡村会長 毎日、猛暑が続いております。稲刈り等で大変ご多忙のことと思いますが、皆様方くれぐれも身体にはご自愛を頂きますよう、よろしくお願いを致します。早速、議事に入りたいと思います。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は、塚田委員さんが欠席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。
どうぞよろしくお願ひ致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、3番の坂西庄三委員さんと、4番の山下正道委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
3ページをお開き下さい。整理番号1の案件につき説明致します。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は6ページから7ページに図示しております。
申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町富岡の畑2筆合計1,301㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきまして、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、整理番号1につきまして私の担当地区でございますので、私から報告をさせていただきます。

この整理番号1につきましては、譲受人の自宅の上になります。面積は1反3畝ですけども、小さな畑が何枚も段々になってですね、そこは、車も行かないし、もちろんトラクター、耕耘機も行かないということで、私も上に登って現場を見せてもらいましたが、親父の代から耕作をしとつとですがということで、譲渡人の方は富岡在住の方で、お嫁さんになって〇〇にお名前が変わっているということございまして、息子がよそにおいて後継者がおらんということで、買ってもらんということでした。おっしゃるとおり、とにかく家の裏側になりまして、1枚の畑じゃなくて、小さな段々で、あっちもこっちもあるような状態で、大変だなと思って私も見せてもらいましたが、家の近所でございますので、やっぱり、お宅が買われた方が将来のためにもよかつじゃなかつですかというお話しだけして帰ってきたような訳でございます。そういう風なことで、先程話しがありました様に、オリーブか何か作るんであればいいけども、野菜とか何とか作るような畑ではございませんでした。以上報告を致します。

議 長

他にこの件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。ありませんか。

5番
小野委員

譲り受けられる方は、現在もそこに何か作物を作ってらっしゃるんですか。

議 長

家庭菜園の様な、トマトとかキュウリとか点々に作つとらすです。後は牛の草とか作って、それを刈り取っている状況でした。相手が買ってくれるということで、買うようにしましたという程度で、あまり乗り気では無かった感じでした。1枚で1反3畝の畑ならよかつですけど、狭いのが段々にあつて、合計して1301㎡ですので、経済性の合うような状態ではありませんでした。家のすぐ上だから、刈り払いできれいにしとらつせばよかつじゃなかつですかとお話しをして来た所でございます。

議 長

それでは、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長 続きます、整理番号2の案件について事務局に説明を求めます。

事務局 はい、整理番号2の案件について、ご説明いたします。
4ページをお開き下さい。整理番号2の案件につき説明致します。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は8ページから10ページに図示しております。
申請物件の表示は議案記載のとおり荅北町上津深江の畑2筆合計748㎡です。権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきまして、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

2番 平田委員 補足説明を致します。譲渡人が畑を処分したいということで、千葉におられるんですけど、譲受人は親類とのことで、贈与したいということだそうです。畑については、現在スイカ等耕作されております。遠くにいて畑を処分したい、親族がおられるので、親族にお願いしたいということでした。

議 長 贈与ということで、ご説明を頂きましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。
ありませんか。

(意見なし)

はい、無いようでございますので、整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号2につきましては許可することに致します。

議 長

続きまして、整理番号3の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

はい、整理番号3の案件について、ご説明いたします。

5ページをお開き下さい。整理番号3の案件につき説明致します。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は11ページから12ページに図示しております。

事務局

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町内田の田1筆2, 239㎡です。

権利の種類は売買による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきまして、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

2番
平田委員

補足として申し上げます。当該地は水田になりますが、場所はですね、〇〇の寮の横にあります、テニスコートの裏に位置します。その先に三会川がありまして、三会川とテニスコートの間にある水田です。そこを譲渡人が、元は年柄で、こっちは誰もいなくて、今は大阪です。この方は水田を処分したいということで、譲受人が長年に渡って水稻を耕作しておられます。譲渡人は数名の方に売買で話しを持ちかけたんですが、どなたもなくて、長年に渡って水稻を耕作されてます譲受人に話しをして、双方が了解を致しまして、売買ということになったと聞いております。

議 長

はい。詳しくご説明頂きましてありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

ありませんか。

(意見なし)

議 長

はい、無いようでございますので、整理番号3につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号3につきましては許可することに致します。

議 長 続きまして、日程第3. 議案第13号 農用地利用集積計画の認定について上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい。日程第3. 議案第13号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

事務局 15ページをお開き下さい。
新規設定で3件ございます。利用権の設定を受ける者は、1件は苓北町農業協同組合、2件は熊本県農業公社でございます。
利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。
総面積は、田2筆1,616㎡、畑1筆963㎡、合計3筆2,579㎡です。

続きまして、16ページをお願いします。
再設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は熊本県農業公社です。
利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。
面積は、田1筆781㎡です。

続きまして、17ページをお開き下さい。
転貸で1件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を移転する土地、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。面積は畑1筆963㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

(意見なし)

議 長 無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第13号は原案どおり許可することに致します。

議 長 続きまして、日程第4、議案第14号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4、議案第14号 非農地判断についてご説明いたします。

19ページをお開き下さい。

今回、申請者の上津深江地区の農地3筆につきまして、非農地調査を行っております。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

調査につきましては、平成28年7月19日に平田委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。位置図につきましては、20ページから22ページに図示しております。調査の結果につきましては、23ページに記載しております。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。本件の現況調査につきましては農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、平田委員さんにご説明をお願いします。

2番
平田委員 私が7月19日に事務局の方、役場の方と現地確認に行つて参りました。この土地については、道も無くて、道があつても先に行けないような状態で、既に山林化しておりました。以前野菜畑等として利用されていた農地ということですが、それから数十年経つておまして、雑木、竹等あり、森林化しておりました。よつて、耕作が全く不可能という状態でありましたので、非農地という判断を致しました。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

5番
小野委員 この方は、畑として使えるものは贈与されて、この案件は森林化されているから、畑から山林にするわけですよ。先程の案件と同じ方なんですよ。

事務局 今のご質問の件なのですが、この所有者の方が相談に来られたのが、先程ありました3条の譲受人ですね。全て譲りたいということだったんですが、現地を見に行きましたところ、この非農地の3筆については耕作できる状態ではありませんでしたので、そのまま農地として渡すのはむずかしいということで、この3筆については非農地にさせて頂いて、その後ですね、地目変更して頂いてから名義を換えて下さいということで指導をしております。

議 長 はい。ありがとうございました。調査対象の畑について、農地に該当しないということでございます。この判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の畑につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 事務局からその他事項がございます。

1. 農地改良届けについて
2. 農業労働賃金（基準額）について
3. 苓北町認定農業者の会総会後の町長と苓北町認定農業者の会との座談会について
4. 菊南温泉ユウベルホテルにて開催されました新任農業委員及び最適化推進委員合同研修会について

事務局

5. 天草郡市農業委員研修会について

6. 次回の農業委員会総会について

次回、平成28年第10回総会は、平成28年9月12日（月）
午前9時30分から庁議室での予定

議長

その他皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

（なし）

議長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成28年第9回総会を閉会いたします。

閉会午前10時32分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____